

社団法人一関青年会議所庶務規程

(目的)

第1条 本規程は、社団法人一関青年会議所定款に基づき事務局、会計経理、慶弔、旅費等の庶務に関する事項を規程する。

第2条

1. 事務局には事務局員を置く。専務理事は事務局を統轄する。
2. 総会及び理事会の議事録は事務局に備付けるものとする。
3. 事務局は、事業年度毎に次の分類に従い文書を整理、保存しなければならない。
 - (1) 本会議所の定款並びに諸規程（永久保存）
 - (2) 総会及び理事会議事録
 - (3) 日本 JC 及び他 JC 関係の文書綴
 - (4) 本会議所内部だけの文書綴
 - (5) 前(1)(2)(3)号に属さない文書綴
 - (6) 本会議所及び日本 JC の会報とニュース綴
 - (7) 事務局日誌（5年間保存）
 - (8) 他 JC 機関紙またはパンフレット綴
 - (9) 受発信簿（以上次年度より起算して1年間保存）
 - (10) 会計諸帳簿（保存期間は別に定める）

(会計、経理に関する事項)

第3条

1. 本会議所の会計に用いる諸帳簿は次の通りとする。
 - (1) 帳簿総勘定元帳、現預金出納帳、会費徴収簿
 - (2) 決算及び諸表は次の通りとする。
事業報告書、貸借対照表、収支決算書、監査報告書、剰余金（欠損金）処分決算書
 - (3) 附属明細書
 - (4) 伝 票
入金伝票、出金伝票、振替伝票、証憑
2. 予算は定款第12条の定めるところにより、理事会において案を作成し、総会の議決を経なければならないが、案の作成に当たっては、各委員会の計画を尊重するとともに計算基礎を正確かつ具体的に、しかも実行可能であるように注意しなければならない。
3. 予算の執行は、担当委員長の権限とする。執行にあたっては、計画を綿密に立て冗費をはぶき効果的に運用することに努めなければならない。ただし、予算の趣旨を逸脱するような

場合は理事会の議決を経なければならない。

4. 単位事業が終わったときは、担当委員長は速やかに計算書・証憑及び関係書類を揃え捺印の上理事長に提出しなければならない。
5. 金銭の出納は、会計担当理事の責任とする。ただし、日常の経費に充てるため小口の現金を事務局に預けたりあるいは事業活動の資金として、予算の一部を担当委員長に前渡しすることは差支えない。
6. 出納にあたっては、次の証憑を揃え必ず起票し、これらの書類は期日順に整理しておくものとし、入会した現金及び小切手は、受取日から3日以内に銀行へ預け入れなければならない。
 - (1) 収入について発行領収証の控
 - (2) 支出については支払いの領収証
 - (3) 領収書徴収不納のものについては、担当委員長が発行した支払証
7. 会計は銀行の普通及び当座預金口座によって処理し、口座名義は理事長とし、理事長職名印を使用する。
8. 決算にあたって前払費用、未収金、未払金等を整理し、仮払金、仮受金等は原則としてそれぞれ相当する科目に振替え、関係帳簿を照合かつ整理し、銀行預金残高証明等証憑書類をそろえ、速やかに定款第26条に定める決算書類を作成しなければならない。

この整理は、会計担当理事の責任とする。
9. 理事会は、会計担当理事より提出された決算書類を審議し、監事の監査を受けなければならない。その期に生じた剰余金は、理事会の決議により一部を積立基金に繰入れることができる。
10. 監事は定款第24条の規程に従い、予算執行の状況を監査するとともに、次の事項を監査し総会に報告しなければならない。

このため必要な書類等の提示または説明を理事会に求めることができる。

 - (1) 決算書類の監査
 - (2) 帳簿書類、伝票及び証憑書類の整理、保存の状況
 - (3) 現金及び預金残高の確認
 - (4) 帳簿書類、伝票及び証憑書類の照合
 - (5) その他会計監査上必要な事項
11. 会計帳簿は次の区分に従い保存する。
 - (1) 決算書類（永久保存）
 - (2) その他の会計書類

(慶弔に関する事項)

第4条 正会員の慶弔に関しては、次の基準により慶弔慰金もしくは記念品を贈る。

- (1) 会員の結婚 10,000円
- (2) 会員の死亡 20,000円
- (3) 会員の入院 5,000円
- (4) 会員配偶者の死亡 20,000円
- (5) 会員の両親及び子死亡 20,000円

以上の外必要と認めたときは、理事会の協議によりこれを決定する。

(旅費に関する事項)

第5条 本会議所の用務をもって出張し、理事会において必要と認められた場合に次の各号により旅費を支給する。

- (1) 全国会員大会、東北地区会員大会及び岩手ブロック会員大会の場合は、一大会につき総額2万円を限度として支給する。
- (2) 出向者(日本青年会議所、東北地区協議会及び岩手ブロック協議会)の旅費については、当初予算の範囲内において年度末に支給する。
- (3) 事務局員の公務出張は、その実費を支給する。
- (4) その他の公務出張の旅費

(ペナルティーに関する事項)

第6条 当該年度の理事会において必要と認めた場合、別に内規を定め実施する。

附 則

本規程は、昭和49年3月23日より施行する。

附 則

本規程は、昭和54年1月1日より施行する。

附 則

本規程は、昭和58年1月1日より施行する。